

平成 23 年 2 月 4 日

バーゼル銀行監督委員会「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」に係る市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から昨年 12 月 20 日に公表された市中協議文書「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 【総論】

我々は、清算機関（CCP）を通じた取引へのインセンティブをもたらすと同時に、CCP へのエクスポージャーに起因するリスクに対して適切な資本賦課を行うことを目的としたバーゼル委員会の取組みに賛意を表したい。

しかし、こうした取組みが、取引の効率性を損なうことなく、銀行のリスク管理実務とも整合的であり、有意義なツールとして機能するためには、以下の点が考慮されることを期待したい。

#### 【各論】

##### 1. 適格 CCP とのトレード・エクスポージャーに係る資本賦課の扱い（本文パラグラフ 9(c)、付属文書 A パラグラフ 114 および 119）

リスク・ウェイト 2%の扱いは、CCP を利用した取引のリスクの低さ、および、CCP の利用を促すうえで、相当な配慮がなされているものと考えられる。

しかし、CCP は、相対のデリバティブ担保契約（国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のクレジット・サポート・アネックス（CSA））とは異なり、銀行側からみると、片務的な（変動）証拠金が求められるうえ、資金運用の非効率性や調達コスト負担を伴うため、取引を CCP に誘引するためのインセンティブとしては不十分となる可能性もある。

このため、一律2%のリスク・ウェイトを求めるのではなく、CCP自身の損失に対する財務資源の状況や、各々の参加者のデフォルト確率をファクターとして加えることによって、さらにリスク・ウェイトの引下げを可能とする仕組みの方が望ましい。

具体的には、簡素な仕組みとして、CCPにおけるロス・イベントの発生確率を加味するかたちで、最大の負のポジションを有する清算参加者のデフォルト確率（または、負のポジションを有する最低格付から下位3社の清算参加者が同時にデフォルトする確率）を算出ファクター（乗数）として加えることを提案したい。

## 2. 適格清算基金エクスポージャーに係る資本賦課の算出における関係者との調整（本文パラグラフ9(g)、付属文書Aパラグラフ117）

適格清算基金エクスポージャーに係るリスク・アセットの算出に当たっては、リスク・ウェイト、算出する主体、タイミング、算出結果の伝達方法等、具体的な対応については、実態を踏まえて今後整理されるものと認識している。

今後、関係者との調整が実施されるものと認識しているが、銀行における自己資本比率算出の実務等を踏まえ、運用面において十分な調整をお願いしたい。

## 3. 適格清算基金エクスポージャーに係る資本賦課の扱い（本文パラグラフ9(g)、付属文書Aパラグラフ117）

### (1) 適格清算基金エクスポージャーに係る資本賦課の計算について

本提案では、適格清算基金に係るエクスポージャーについて、信用リスクに対する標準的手法による20%のリスク・ウェイトをベースとしつつ、信用リスク削減手法によって20%からさらに軽減される仕組みとなっている。この仕組みおよび関連する数値の根拠(C1:1.6%, C2:100%,  $\mu$ :1.2)について、各々の清算参加者のデフォルト確率をファクターとして反映することにより、以下の点が考慮され、適切な水準までリスク・ウェイトが軽減されることを提案したい。

#### (i) $K_{ccp}$ の算定に使用する RW について

本提案では、清算参加者となる金融機関に適用されるリスク・ウェイト20%（所要自己資本率1.6%）を前提に、清算基金のリスク・ウェイトを決定することが示されている。しかし、金融機関のリスク管理の高度化を

促す、銀行など清算参加者（金融機関）のリスク・ウェイトは 20%を下回るケースが多い、また、カウンターパーティー・リスクを軽減することを目的として CCP の利用促進を図るとの観点からも、保守的に資本賦課するような仕組みは避けるべきである。

具体的には、内部格付手法採用行については、出資者(清算参加者となる金融機関)を把握でき、内部格付手法によって適格清算基金の出資者のリスクを判定できる場合は、20%よりも低いリスク・ウェイトの適用が許容されるべきである。

(ii) C1 について

上述(i)と同様、内部格付手法採用行については、出資者(清算参加者となる金融機関)を把握でき、内部格付手法によって適格清算基金の出資者のリスクを判定できる場合は、1.6%(RW=20%)よりも低いリスク・ウェイト(資本賦課)の適用が許容されるべきである。

(iii) C2 について

一般的な事業法人(または金融機関)宛の出資と異なり、(a)清算基金のロス・イベントの発生確率は、清算参加者となる金融機関のデフォルト確率に依存し、(b)その際の損失負担の優先順位も特異であるため、資本控除と同等の扱いとなる 100%のウェイト設定は過剰である。

したがって、各々の清算参加者のデフォルト確率をファクターとして加えることによって、さらにリスク・ウェイトが減少する仕組みとすべきである。

具体的には、簡便な方法として、CCP におけるロス・イベントの発生確率を加味するかたちで、最大のポジションを有する清算参加者のデフォルト確率（または、最低格付から下位 3 社の清算参加者が同時にデフォルトする確率）をステップ iii（清算機関の仮想上の所要自己資本が清算機関自身による積立や内部留保の額を下回る場合）の所要自己資本の算出する際のファクター（乗数）として加えることを提案したい。

(iv)  $\mu$  について

ファンデットかアンファンデットかの違いで最も考慮すべきファクタ

一は、清算参加者となる金融機関が CCP 参加を通じて任意の清算参加者のデフォルト時に負う資金提供リスクと考えられる。CCP との契約条件によっては、1.2 の乗数は過剰となることもあり得るため、一律的に設定するのではなく、その乗数は慎重に検討されるべきである。具体的には、ファンデットと同水準( $\mu=1.0$ )とすべきか、そうでなければ、最大のポジションを有する清算参加者のデフォルト確率（または、最低格付から下位 3 社の清算参加者が同時にデフォルトする確率）をファンデット水準( $\mu=1.0$ )に加算するなどの柔軟な対応も許容されるべきである。

## (2) 固定値のリスク・ウェイトの許容

銀行が出資した清算基金に対して、銀行は所要資本を保有することが求められるが、その計算方法が複雑であり、求められる所要資本額を把握することは容易ではない。このため、各行の適格清算機関への参加意欲を削ぐ懸念がある。

例えば、適格清算機関を内部留保額等に応じていくつかのクラスに分類し、そのクラスに対応した固定値のリスク・ウェイトを適用することを認めるなど、より簡素な方法の適用も検討いただきたい。

## 4. 具体的な清算機関の特定（付属文書 A パラグラフ 106）

所要自己資本算定上、適格清算機関に該当するかどうかによってリスク・ウェイトが大幅に変わり、リスク・アセットへの影響が大きい。このため、どの主体が適格清算機関に該当するかどうかの判断を行うのか、どれくらいの頻度で行うのか、また、どのようなかたちで具体名を公表するのか、明示していただきたい。

## 5. 適格清算機関以外の清算機関向けの清算基金に係るリスク・ウェイトの扱い（付属文書 A パラグラフ 120）

適格清算機関以外の清算機関向けの清算基金には、リスク・ウェイト 1,250%（自己資本控除相当）の適用が示されている。

しかし、適格清算機関以外の清算機関向けの清算基金のリスク・ウェイトが自己資本控除相当となった場合には、バーゼル II の標準的手法において、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが 20%であることと比べて厳しす

ざる。このため、一般事業法人向けエクスポージャーに係るリスク・ウェイト並みに引き下げべきと考える。

以 上